

報告第一号

令和二年臨時県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和二年六月九日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

教委教改第301号

令和2年5月29日

大分県知事 広瀬 勝 貞 殿

大分県教育委員会

教育長 工藤 利 明



議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和2年5月29日付け財第148号で照会のあった上記のことについて、  
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。



財 第 1 4 8 号  
令和元年5月29日

大分県教育委員会

教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

### 記

#### 1 議 案 名

- ・ 令和2年度大分県一般会計補正予算（第2号）関係部分
- ・ 職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について
- ・ ふるさとおおいた応援基金条例の一部改正について
- ・ 令和元年度大分県一般会計補正予算（第6号）関係部分
- ・ 令和2年度大分県一般会計補正予算（第1号）関係部分

#### 2 議案提出県議会

令和2年第1回臨時会

第64号議案

## 令和2年度 大分県一般会計補正予算（第2号）

令和2年度大分県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,657,252千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ686,591,487千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月3日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

(2)

歳入歳出予算補正  
歳入

第1表

款	項	既	定額	補正額	計
9	国庫支出金		112,897,028	12,520,168	125,417,196
			千円	千円	千円
	2 国庫補助金		83,234,273	12,520,168	95,754,441
11	寄附金		32,062	26,691	58,753
	1 寄附金		32,062	26,691	58,753
12	繰入金		15,194,382	4,076,393	19,270,775
	2 基金繰入金		14,887,085	4,076,393	18,963,478

14 諸 収 入		53,330,391	10,000,000	63,330,391
	3 貸付金元利収入	46,041,535	10,000,000	56,041,535
15 果 債		84,487,000	34,000	84,521,000
	1 果 債	84,487,000	34,000	84,521,000
歳 入 合 計		659,934,235	26,657,252	686,591,487

(4)

出		計	
款	項	既 定 額	補 正 額
		千円	千円
2 総務費		24,480,183	611,052
	2 企画費	6,667,993	604,527
	6 防災費	1,753,198	6,525
3 福祉生活費		71,916,153	6,013,165
	1 社会福祉費	47,209,247	6,051,262
	2 児童福祉費	22,493,513	△ 38,097
4 保健環境費		36,879,981	1,479,910
			25,091,235
			7,272,520
			1,759,723
			77,929,318
			53,260,509
			22,455,416
			38,359,891

	1 公衆衛生費	26,086,288	1,359,910	27,446,198
	4 医務費	5,956,098	120,000	6,076,098
6 農林水産業費		60,826,965	907,810	61,734,775
	1 農業費	11,953,885	571,671	12,525,556
	2 畜産業費	5,450,386	70,150	5,520,536
	4 林業費	14,829,997	214,500	15,044,497
	5 水産業費	6,393,793	51,489	6,445,282
7 商工費		50,528,427	15,203,388	65,731,815
	1 中小企業費	39,966,098	14,093,770	54,059,868
	2 工鉦業費	9,812,555	687,640	10,500,195
	3. 観光費	749,774	421,978	1,171,752



(6)

8 土 木 費		96,814,187	215,529	97,029,716
	2 道 路 橋 梁 費	49,937,698	120,000	50,057,698
	6 住 宅 費	1,714,862	95,529	1,810,391
10 教 育 費		123,206,638	2,226,398	125,433,036
	1 教 育 総 務 費	13,250,447	359,545	13,609,992
	4 高 等 学 校 費	28,559,307	1,810,689	30,369,996
	5 特 別 支 援 教 育 費	12,601,737	58,164	12,659,901
	8 保 健 体 育 費	1,260,659	△ 2,000	1,258,659
歳 出 合 計		659,934,235	26,657,252	686,591,487

第 2 表

地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後				摘 要
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
県立学校施設整備費	千円 2,459,000				千円 2,493,000				

(注) 起債の方法、利率及び償還の方法は、当該既定予算のとおりである。

第六十五号議案

職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月三日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年大分県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

9 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体を保有している者であつてその症状を呈していないもの（以下「患者等」という。）が宿泊する施設の内部その他の知事が定める区域において、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて知事が定めるものに従事したときは、第四条の規定にかかわらず、第二条第二号の手当を支給する。

10 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、三千円（患者等の身体に接触して又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他知事がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、四千元）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当支給条例の規定は、令和二年四月三十日から適用する。

理 由

国及び各県との均衡を図るため、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を設けたいので提出する。

第六十七号議案

ふるさととおおいた応援基金条例の一部改正について

ふるさととおおいた応援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月三日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

ふるさととおおいた応援基金条例の一部を改正する条例

ふるさととおおいた応援基金条例(平成二十年大分県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

- 一 まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の基本目標の達成に資する施策

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

基金の一部をまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の基本目標の達成に資する施策を推進するための事業の財源に充てたいので提出する。

第 1 号報告

令和元年度大分県一般会計補正予算（第 6 号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和 2 年 6 月 3 日 提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

(14)

## 令和元年度 大分県一般会計補正予算 (第 6 号)

令和元年度大分県一般会計の補正予算 (第 6 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 832,922千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 611,807,959千円 とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 31 日 専 決

第1表 歳入歳出予算補正 歳入								
款	項	既	定	額	補	正	額	計
1 県	税			124,400,000			690,000	125,090,000
				千円			千円	千円
	1 県	民	税	38,755,163			14,954	38,770,117
	2 事	業	税	25,645,258			657,361	26,302,619
	3 地	方	消	30,948,434			70,333	31,018,767
	4 不	動	産	2,480,222		△	24,415	2,455,807
	5 県	た	ば	1,266,638			11,547	1,278,185
	6 ゴ	ル	フ	329,236			4,943	334,179
			場					
			利					
			用					
			税					

(16)

	7 自動車取得税	855,408	△	91	855,317
	8 軽油引取税	9,117,412	△	40,928	9,076,484
	9 自動車税	14,530,944	△	3,712	14,527,232
	11 狩猟税	22,820		8	22,828
3 地方譲与税		21,014,634	△	167,398	20,847,236
	1 地方法人特別譲与税	18,168,634		9,488	18,178,122
	2 地方揮発油譲与税	2,574,000	△	177,854	2,396,146
	3 石油ガス譲与税	103,000	△	3,116	99,884
	4 自動車重量譲与税	74,000		3,892	77,892
	5 航空機燃料譲与税	4,000	△	45	3,955
	6 森林環境譲与税	91,000		237	91,237
4 地方特例交付金		1,625,039	△	182,156	1,442,883



	1 地方特例交付金	1,625,039	△	182,156	1,442,883
5 地方交付税		169,211,388		514,929	169,726,317
	1 地方交付税	169,211,388		514,929	169,726,317
6 交通安全対策特別交付金		322,000	△	1,088	320,912
	1 交通安全対策特別交付金	322,000	△	1,088	320,912
9 国庫支出金		97,242,141	△	198,507	97,043,634
	2 国庫補助金	68,219,824	△	198,507	68,021,317
14 諸収入		38,455,524		177,142	38,632,666
	5 収益事業収入	2,688,479		149,567	2,838,046

( 18 )

	7 雜	入	3,214,142	27,575	3,241,717
歲	入	合	610,975,037	832,922	611,807,959
計					

出 歳		計
款	項	額
	既	定
	額	額
	補	正
	額	額
	計	計
2 総務費		千円
		25,755,344
	△	198,352
		千円
		25,556,992
1 総務管理費		9,134,269
	△	114,236
		9,020,033
6 防災費		2,270,198
	△	84,116
		2,186,082
6 農林水産業費		55,041,765
	△	469,685
		54,572,080
2 畜産業費		4,616,412
	△	469,685
		4,146,727
9 警察費		26,425,809
	△	28,285
		26,397,524
1 警察管理費		25,152,338
	△	28,285
		25,124,053

(20)

10 教 育 費		122,824,041	△	716,665	122,107,376
	1 教 育 総 務 費	11,885,106	△	25,803	11,859,303
	2 小 学 校 費	40,018,792	△	320,026	39,698,766
	3 中 学 校 費	24,413,028	△	111,678	24,301,350
	4 高 等 学 校 費	29,539,003	△	183,888	29,355,115
	5 特 別 支 援 教 育 費	11,130,204	△	75,270	11,054,934
13 請 支 出 金		56,229,306		2,400,000	58,629,306
	1 積 立 金	3,850,203		2,400,000	6,250,203
14 予 備 費		170,000	△	154,091	15,909
	1 予 備 費	170,000	△	154,091	15,909

<p>歳出合計</p>		<p>610,975,037</p>	<p>832,922</p>	<p>611,807,959</p>
<p style="text-align: center;">(The following table shows the details of the above-mentioned items.)</p>				

( 22 )

第 2 号報告

令和 2 年度大分県一般会計補正予算 (第 1 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 3 日 提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

## 令和２年度 大分県一般会計補正予算（第１号）

令和２年度大分県一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,071,235千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 659,934,235千円とする。
- 第２条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第２条 債務負担行為の追加は、「第２表 債務負担行為補正」による。

令和２年４月２８日 専決

(24)

歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	既	定	額	補	正	額	計
9	国庫支出金			107,862,198		5,034,830		112,897,028
								千円
	1 国庫負担金			27,644,354		14,400		27,658,754
	2 国庫補助金			78,213,843		5,020,430		83,234,273
11	寄附金			29,298		2,764		32,062
	1 寄附金			29,298		2,764		32,062
12	繰入金			15,160,741		33,641		15,194,382



	2 基金線入金	14,853,444	33,641	14,887,085
歲入合計		654,863,000	5,071,235	659,934,235

( 26 )

出 歳						
款	項	既 定 額	補 正 額	計	千円	千円
2 総 務 費		24,413,183	67,000	24,480,183		
	6 防 災 費	1,686,198	67,000	1,753,198		
3 福 祉 生 活 費		70,576,805	1,339,348	71,916,153		
	1. 社 会 福 祉 費	45,981,839	1,227,408	47,209,247		
	2 児 童 福 祉 費	22,381,573	111,940	22,493,513		
4 保 健 環 境 費		35,058,401	1,821,580	36,879,981		
	1 公 衆 衛 生 費	24,477,450	1,608,838	26,086,288		

	2 環境保全費	2,402,589	11,412	2,414,001
	4 医務費	5,754,768	201,330	5,956,098
5 労働費		2,426,852	8,940	2,435,792
	3 雇用対策費	573,127	8,940	582,067
7 商工費		48,834,677	1,693,750	50,528,427
	1 中小企業費	38,272,348	1,693,750	39,966,098
10 教育費		123,066,021	140,617	123,206,638
	1 教育給務費	13,244,582	5,865	13,250,447
	4 高等学校費	28,515,847	43,460	28,559,307
	5 特別支援教育費	12,569,322	32,415	12,601,737

( 28 )

	8 保 健 体 育 費	1,201,782	58,877	1,260,659
歲 出 合 計		654,863,000	5,071,235	659,934,235

第 2 表

債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給	令和 2 年度 から 令和 5 年度 まで	千円 3,071,250

## 第64号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算(第2号)について

## 令和2年度6月補正予算 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

款	項	令和2年度 4月補正後予算額	令和2年度 6月補正予算額	計
3 福祉生活費	2 児童福祉費	19,231	0	19,231
10 教育費	1 教育総務費	5,376,929	33,218	5,410,147
	2 小学校費	40,190,208	0	40,190,208
	3 中学校費	23,755,899	0	23,755,899
	4 高等学校費	28,559,307	1,810,689	30,369,996
	5 特別支援教育費	12,601,737	58,164	12,659,901
	7 社会教育費	1,771,280	0	1,771,280
	8 保健体育費	1,260,659	△ 2,000	1,258,659
11 災害復旧費	3 県立学校施設災害復旧費	110,000	0	110,000
教育委員会 計		113,645,250	1,900,071	115,545,321

## 令和2年度一般会計6月補正予算案の概要（教育委員会関係）

(単位：千円)

事業名	予算案	事業の概要	所管課
1 県立学校ICT活用 授業推進事業	(156,853) 1,285,016 1,441,869	【新】県立学校のICT教育環境整備を加速するため、県立中学校、高等学校及び特別支援学校にタブレット型端末を整備するとともに、緊急時における家庭学習環境を整備する。 ・児童生徒1人1台端末の整備 ・緊急時における貸出用ルーターの整備 など	教育財務課
2 県立学校施設整備事業	(3,675,261) 583,837 4,259,098	【新】県立学校における衛生環境の改善を図るため、教室の空調設備の更新やトイレの改修等を行う。 ・空調設備の更新（新生支援学校など14校） ・感染症予防のためのトイレの洋式化（杵築高校など22校） ・手洗い水栓の自動化	教育財務課
3 (新) 教育庁職員の働き方 改革推進事業	(0) 33,218 33,218	在宅勤務や学校指導現場でのモバイルワークの実施に必要な環境を整備し、多様で柔軟な働き方を推進する。	教育人事課

※ 予算案欄の上段（ ）は既決予算額、中段は補正予算案、下段は累計。(新) は、新規事業。

## 第1号報告 令和元年度大分県一般会計補正予算(第6号)について

## 令和元年度教育委員会関係超過勤務手当の状況

(単位:千円)

費 目	既決予算額(A)	所要額(B)	補正額(B)-(A)
事 務 局 費	119,501	119,280	△ 221
小 学 校 費	37,597	28,513	△ 9,084
中 学 校 費	46,863	33,392	△ 13,471
高 等 学 校 総 務 費	43,378	32,714	△ 10,664
実 習 船 運 営 費	275	254	△ 21
盲 ろ う 学 校 費	3,014	1,524	△ 1,490
支 援 学 校 費	16,194	11,077	△ 5,117
合 計	266,822	226,754	△ 40,068



## 第1号報告 令和元年度大分県一般会計補正予算(第6号)について

## 令和元年度教育委員会関係退職手当の状況

(単位:人、千円)

費目	区分	既決予算額(A)		所要額(B)		補正額(B)-(A)	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額
事務局費	定年	12	280,032	12	270,467	0	△ 9,565
	早期	2	43,034	2	47,285	0	4,251
	自己都合	5	22,437	3	2,169	△ 2	△ 20,268
	計	19	345,503	17	319,921	△ 2	△ 25,582
小学校費	定年	185	4,020,656	185	4,162,563	0	141,907
	早期	70	1,591,502	49	1,110,979	△ 21	△ 480,523
	自己都合	11	132,990	29	160,664	18	27,674
	計	266	5,745,148	263	5,434,206	△ 3	△ 310,942
中学校費	定年	107	2,420,756	107	2,411,713	0	△ 9,043
	早期	32	717,918	33	715,603	1	△ 2,315
	自己都合	10	107,214	11	20,365	1	△ 86,849
	計	149	3,245,888	151	3,147,681	2	△ 98,207
高等学校総務費	定年	69	1,601,689	69	1,524,037	0	△ 77,652
	早期	7	149,126	10	197,972	3	48,846
	自己都合	13	182,494	8	38,097	△ 5	△ 144,397
	計	89	1,933,309	87	1,760,106	△ 2	△ 173,203
盲ろう学校費	定年	3	69,288	3	69,485	0	197
	早期	1	23,200	1	23,002	0	△ 198
	自己都合	3	39,336	1	0	△ 2	△ 39,336
	計	7	131,824	5	92,487	△ 2	△ 39,337
支援学校費	定年	19	430,806	19	432,713	0	1,907
	早期	11	235,245	11	247,970	0	12,725
	自己都合	6	56,280	3	12,322	△ 3	△ 43,958
	計	36	722,331	33	693,005	△ 3	△ 29,326
合計	定年	395	8,823,227	395	8,870,978	0	47,751
	早期	123	2,760,025	106	2,342,811	△ 17	△ 417,214
	自己都合	48	540,751	55	233,617	7	△ 307,134
	計	566	12,124,003	556	11,447,406	△ 10	△ 676,597

## 第2号報告 令和2年度大分県一般会計補正予算(第1号)について

## 令和2年度4月補正予算(専決) 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

款	項	令和2年度 当初予算額	令和2年度 4月補正予算額	計
3 福祉生活費	2 児童福祉費	19,231	0	19,231
10 教育費	1 教育総務費	5,375,158	1,771	5,376,929
	2 小学校費	40,190,208	0	40,190,208
	3 中学校費	23,755,899	0	23,755,899
	4 高等学校費	28,515,847	43,460	28,559,307
	5 特別支援教育費	12,569,322	32,415	12,601,737
	7 社会教育費	1,771,280	0	1,771,280
	8 保健体育費	1,201,782	58,877	1,260,659
11 災害復旧費	3 県立学校施設災害復旧費	110,000	0	110,000
教育委員会 計		113,508,727	136,523	113,645,250

## 令和2年度一般会計4月補正予算(専決)の概要(教育委員会関係)

(単位:千円)

事業名	予算額	事業の概要	所管課
1 新 県立学校等衛生用品 確保対策事業	(0) 58,877 58,877	感染拡大を防止するため、消毒液等の衛生用品を一括購入し、 県立高等学校、中学校及び特別支援学校に配布する。 また、市町村による公立幼稚園向け衛生用品の購入に要する経 費に対し助成する。 ・補助率 10/10	体育保健課
2 新 県立高等学校等通学 時感染防止対策事業	(9,020) 43,460 52,480	通学時にJRを利用する高等学校生徒の感染リスクの低減を図 るため、スクールバスの臨時運行を行う。	教育財務課
3 新 特別支援学校通学時 感染防止対策事業	(0) 32,415 32,415	通学時にスクールバスを利用する特別支援学校児童・生徒の感 染リスクの低減を図るため、スクールバスの臨時増便を行う。	教育財務課
4 新 修学旅行キャンセル 経費等給付事業	(0) 1,771 1,771	感染防止対策により、負担を余儀なくされた経費に対し、保護 者の経済的負担を軽減するための助成を行う。	高校教育課

※ 予算額欄の上段( )は既決予算額、中段は専決予算額、下段は累計。 (新) は、新規事業。

## 職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

### 1 改正理由

人事院規則の一部改正により、国の伝染病防疫作業に係る特殊勤務手当の支給対象となる業務として、新型コロナウイルス感染症の患者が宿泊する施設における生活支援等の業務が特例として追加された。本県においても令和2年4月30日から宿泊療養施設が供用開始され、同日以降における職員（**学校職員を除く**）の同施設への派遣に関する業務への従事が想定されるため、国及び他県との均衡を図るため同様の改正を行うもの

### 2 改正内容

伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給対象業務について、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者に対して緊急に行われた措置に係る作業として知事が定めるものを特例として追加する。（附則第9項、第10項関係）

#### 【現行】

手当の対象となる作業	金額
伝染病（知事が指定するもの※）が発生し、又は発生するおそれがある場合における伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護又は伝染病菌が付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業（第4条第1項第1号）	290円/日



#### 【改正後】

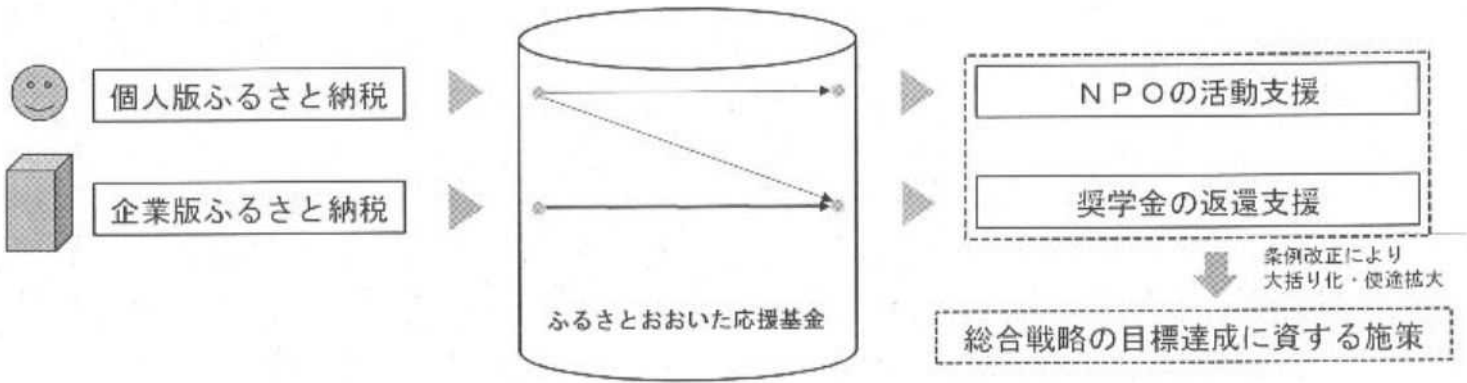
手当の対象となる作業	金額
現行と同じ	現行と同じ
<b>《新設》</b> 患者等が宿泊する施設の内部その他の知事が定める区域において、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって知事が定めるもの（附則第9項）	3,000円/日  患者等の身体に接触して又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他知事がこれに準ずると認める作業に従事した場合
<b>【参考】</b> ○知事が定める区域 ・ 宿泊療養施設の内部 ・ 患者等を宿泊療養施設へ移送する車両の内部 ○知事が定める作業 ・ リネン回収等宿泊療養施設における患者等への生活支援（3,000円/日） ・ 病院から宿泊療養施設への患者等の移送（3,000円/日） ・ 医師が不足している際に保健所所長が行う診察業務（4,000円/日）	4,000円/日

- ※ 伝染病（知事が指定するもの）（令和2年3月3日指定済）
- ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める一類感染症（エボラ出血熱等）、二類感染症（結核等）及び三類感染症（コレラ等）
  - ②流行性脳脊髄膜炎、発疹チフス、日本脳炎、黄熱、流行性脳炎、狂犬病、炭疽、猩紅熱、豚丹毒、ブルセラ病、鼻そ、ニューカッスル病、新型コロナウイルス感染症

### 3 施行期日等

公布の日（宿泊療養施設が供用可能となった令和2年4月30日から適用する。）

本県への寄附金を活用し大分を守り元気づける施策を推進するために基金を設置している。



条例改正(案)について

税制改正等で、企業版ふるさと納税活用事業の大括り化が可能となったことに対応する。

- 企業版ふるさと納税の活用は、これまで事業ごとに地域再生計画の認定が必要だった。
- 税制改正等により「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」を転記した地域再生計画が申請可能となり、認定(R2.3.31)された。

現行	改正案
<p>第1条 大分県に対し賛助し、又は応援したい者からの寄附金を活用し、次に掲げる施策を推進するため、ふるさととおいた応援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>1 県内に就業した大学生等の奨学金の返還を支援すること。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、ふるさと大分を守り元気づける施策</p>	<p>第1条 大分県に対し賛助し、又は応援したい者からの寄附金を活用し、次に掲げる施策を推進するため、ふるさととおいた応援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>1 まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の基本目標の達成に資する施策</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、ふるさと大分を守り元気づける施策</p>

企業版ふるさと納税について

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

令和2年度税制改正のポイント

- 税額控除等の割合がこれまでの2倍に上げられ税の軽減効果が最大約9割へ(これまででは約6割)  
※R2.4.1以降に開始する法人(寄附企業)の事業年度から適用
- 地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定が可能に  
→事業を大括りした地域再生計画の申請が可能

【税額控除割合の引上げ(イメージ)】



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割増の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の5割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

